業種別中小企業団体助成金のご案内

賃金底上げのための環境整備に 取り組む全国規模・都道府県規模の 中小企業団体の皆様へ

厚生労働省では、全国規模又は都道府県規模の業種別中小企業団体の皆様が、傘下企業の賃金引上げを目的として、 販路拡大のための市場調査、新たなビジネスモデル開発な ど労働能率増進のための取組を行う場合に、その経費を助 成する中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別 中小企業団体助成金)を行っています(全国規模の団体は 2,000万円まで、都道府県規模の団体は1,000万円まで助 成)。

このたび、平成29年度の公募を行うこととなりましたので、応募をご検討いただければ幸いです。

詳しくは、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

(担当)

厚生労働省労働基準局賃金課賃金・退職金制度係 電話03-5253-1111 (内線5533)

厚生労働省労働基準局賃金課

業種別中小企業団体助成金

~賃金底上げのための環境整備に取り組む費用を全額助成します~ (全国規模の団体: 2,000 万円、都道府県規模の団体: 1,000 万円)

助成金の対象となる業種

- ① 飲食料品小売業
- ② 飲食店
- ③ その他の事業サービス業 (ビルメンテナンス等)
- ④ その他の小売業
- ⑤ 食料品製造業
- ⑥ 洗濯・理容・美容・浴場業
- ⑦ 宿泊業
- ⑧ 社会保険・社会福祉・介護事業
- ⑨ 道路旅客運送業
- ⑩ 持ち帰り・配達飲食サービス業
- ⑪ 繊維工業
- 迎 飲食料品卸売業
- 3 医療業
- ⑭ 道路貨物運送業
- ⑤ 各種商品小売業
- 16 娯楽業
- ⑰ 織物・衣服・身の回り品小売業
- ⑱ その他の卸売業

- 19 総合工事業
- ② 職業紹介・労働者派遣業
- ② 職別工事業(設備工事業を除く)
- ② その他の生活関連サービス業
- ② プラスティック製品製造業
- ② その他の教育、学習支援業
- ② 不動産賃貸業・管理業
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ② 保険業

(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)

- 28 電気機械器具製造業
- 29 物品賃貸業
- 30 設備工事業
- ③ 金属製品製造業
- ③ 印刷・同関連業
- ③ 輸送用機械器具製造業

助成金の対象となる経費

例えば、中小企業団体による・・・

- ・ 市場調査の実施
- 新たなビジネスモデル開発、実験
- · 共同購入、省エネ、IT導入など、コスト削減の実験
- 下請取引適正化への理解促進
- 販路拡大などの実現を図るための展示会開催、出展事業
- · その他賃金底上げに資すると認められる取組

など

傘下の企業に 反映 賃 金 引上げ

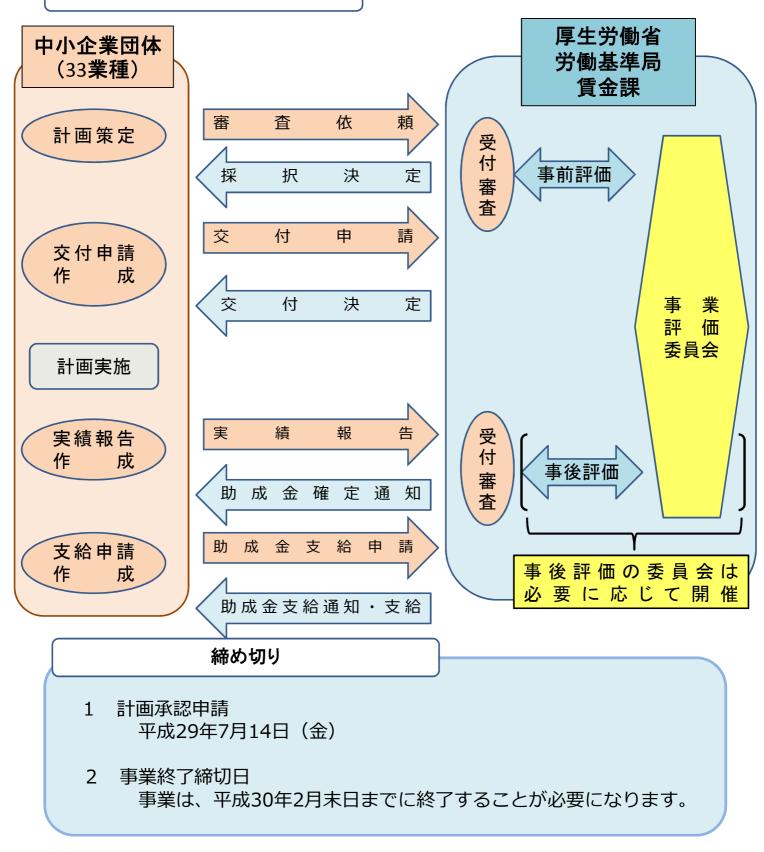
助成金の交付対象となる中小企業 団体の要件は、公募要領をご確認 ください。



1団体上限 全国規模 2,000万円 都道府県規模 1,000万円

申請先 厚生労働省 労働基準局 賃金課

助成金手続きの流れ



[※] 助成金の手続の詳細については、「平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種 別中小企業団体助成金)公募要領」をご覧ください。

助成金の対象となる経費

助成対象となる経費の例は、次のとおりです。

① 謝金

助成事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費。

② 旅費

助成事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するための旅費又は助成事業の遂行に必要な指導・助言、講演等を依頼した専門家等に支払われる旅費。

③ 借損料

助成事業の遂行に直接必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる経費。

④ 会議費

助成事業の遂行に必要な会議、セミナー等の開催のために支払われる経費。

⑤ 雑役務費

助成事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費。

⑥ 印刷製本費

助成事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経 費。

⑦ 備品費

助成事業の遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費。

⑧ 消耗品費

助成事業の遂行に必要な消耗品を購入するために支払われる経費。

⑨ 展示会等出展費

助成事業の遂行に必要な試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる 経費。

⑩ 诵信運搬費

助成事業の遂行に必要な郵便物、物品の発送経費。

⑪ 原材料費(試作・開発を目的とするものに限る。)

助成事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費。

⑪ 機械装置等費(試作・開発を目的とするものに限る。)

助成事業の遂行に必要な機器・設備類の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に 関する経費。

③ 試作・実験費(試作・開発を目的とするものに限る。)

助成事業の遂行に必要な試作品等の設計(デザインを含む。)・製造・改良・加工・実験・分析及びテスト販売を行うために支払われる経費。

(4) 委託費

助成事業の遂行に必要な調査等を委託するために、広告代理店、コンサルタント会社、ソフト開発会社等に支払われる経費。